

# 無料労働相談のご案内

企業の労働関係で何か問題をお持ちではありませんか？

企業の就労規則、労働契約、賃金、退職金、雇用保険、助成金、社会保険、年金など労働関係全般について社会保険労務士が直接、相談に応じます。

相談は社会保険労務士と相談者の二人だけの相談となります。

労働に関する疑問・質問などのある方は、お気軽にご利用下さい。

1. 日 時 令和6年4月1日～令和7年3月31日
2. 相談先 高松秀典社会保険労務士事務所
3. 相談料金 無料（会員）（非会員は6,000円）
4. 相談時間 1時間以内  
（1時間を超える場合は有料となります。）
5. 定 員 各月2名迄（年間24件まで）  
同一人（事業所）による申込みは年度内3回を限度



## <お申込の手順>

1. 相談カードの取得  
お申込者が、朝倉商工会議所より「労働相談紹介カード」を取得して戴く。
2. 相談日の予約  
お申込者の方が、直接労務士事務所に予約して戴く。  
（相談内容を記入しておくくと相談が捗ります。）
3. 予約場所  
高松秀典社会保険労務士事務所  
朝倉市甘木307-1  
☎：23-8072
4. 相談  
予約日時に「労働相談紹介カード」を持参し、ご予約の社労士事務所で相談。